

●年頭のご挨拶 理事長 尾崎英俊

●国保組合からのお知らせ

○財政の健全化・安定化に向けて

○高額療養費の自己負担限度額の変更について

○告示 神奈川県薬剤師国民健康保険組合役員選挙

○保健日より 健康診断

インフルエンザ予防接種

年頭のご挨拶



神奈川県薬剤師国民健康保険組合

理事長 尾崎英俊

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様方には、新たな年を健やかに迎えのことに存じます。また、日頃から国保組合の事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年末の衆議院議員選挙では、いわゆるアベノミクスの成否が問われた選挙でしたが、与党が勝利し大胆な金融政策等の経済政策が継続することとなりました。また、消費税の増税は2017年4月まで延期、ただし再延期は行わないという方針が信任されたものと考えております。この選挙の結果により社会情勢がどのようになるのか余談を許しませんが、希望に満ちた良い年になって欲しいと切に願っております。

さて、従来から申し上げておりますが、国保組合の財政は保険給付費や支援金・納付金の増大により、以前とは比較にならないほど厳しさを増しております。平成26年度決算見込では5年間の財政負担は約3億円増加し、平成29年度までの3年間で約10億円の赤字が見込まれています。積立金も今年度末時点で法定充足率を若干上回る程度となり、運転資金への繰り入れが大変厳しい状況にあります。国保組合の財政を健全化し安定的な事業運営を行っていくためには保険料の大幅な改定がどうしても避けて通ることはできない状況になっております。現時点では35%程度、加入者1人当たり月額

平均5,800円程度増額をお願いしなければならぬと考えております。

昨年11月の理事会では、今回改めて策定した「中期財政計画」の骨子や保険料の改定に対する基本的な考え方についてご承認をいただいたところでございます。この中期財政計画では、保険料改定の基本方針や保険料改定後の財政見込等を明確に示させていただき、3月1日に予定しております第111回組合会にお諮りして参りたいと考えております。

本年は、役員並びに組合会議員の改選の年でもございます。私自身は規定によりこの3月末をもちまして理事長職を退くこととなります。在任中は、組合員の皆様方のお力添えをいただき国保組合の事業運営に誠心誠意取り組むことができました。皆様方のご理解とご協力で改めて感謝申し上げます。

役職員一同、医療保険者として保険給付をはじめ各種事業を安定的に運営していくために、中長期的な展望に立った事業運営並びに国保組合の財政の健全化・安定化に努めていく必要があるものと考えております。今後とも、組合員の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員並びにご家族の皆様方のご多幸を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

財政の健全化・安定化に向けて！

平成 27 年度以降今後 3 年間の実質収支は、約 9 億 6,900 万円の赤字が見込まれています。財政を健全化し事業運営を安定的に行うためには、この財源確保が喫緊の課題となっています。昨年末の理事会において「中期財政計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」の骨子等を策定し、2 月の理事会では決算状況等を踏まえ具体的な内容について改めて審議することとしています。財政赤字の要因は、保険給付費、後期高齢者支援金（※ 1）、前期高齢者納付金（※ 2）及び介護納付金（※ 3）が著しく増加したことによるもので、5 年間で約 3 億円増加しています。この間、保険料の改定や積立金を取り崩し運営してきましたが、積立金からの繰り入れも大変厳しく、保険料の大幅な改定による財源確保が必要となっています。組合員の皆様方には中期財政計画に基づく保険料改定後の財政見込等を明確に示し、保険料の改定についてご理解をいただきたいと考えています。

（※ 1）後期高齢者医療制度の財源として、現役世代の医療保険が拠出する支援金。（※ 2）前期高齢者の医療費を賄うため、現役世代の医療保険が負担する納付金。（※ 3）介護保険制度の財源として各市町村に交付する、医療保険から徴収している納付金。

中期財政計画の骨子

I 目的

将来的に持続可能な財政基盤を確立することの一環として中期的な財政計画を再策定し、健全で安定した財政運営を維持する。

II 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とする。

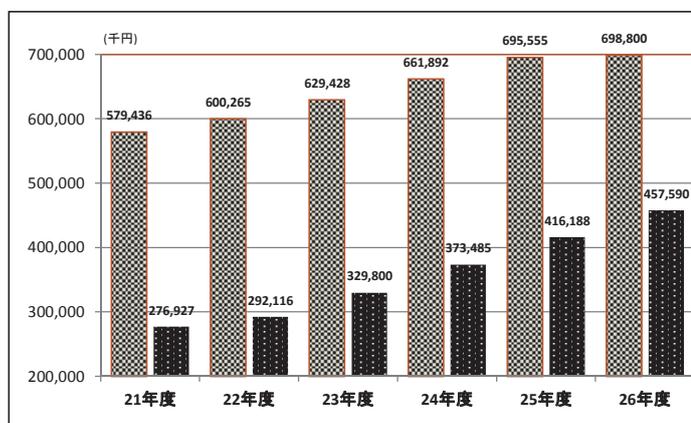
III 基本方針

- 1 単年度実質収支率 100%の維持に努め、財政の健全化を図る。
- 2 法定積立金充足率 100%の確保に努め、財政の安定化を図る。

IV 財政計画

- 1 今後 3 年間に見込まれる財源不足を解消し財政の健全化・安定化を図るため、保険料基礎賦課額を改定する。
- 2 後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額は、前年度の納付実績に基づき改定する。
- 3 自助努力拡充の一環として、自家調剤における調剤報酬請求の制限事項を見直し、財政負担の軽減を図る。
- 4 無駄な経費の節減に努め、財政負担の軽減を図る。

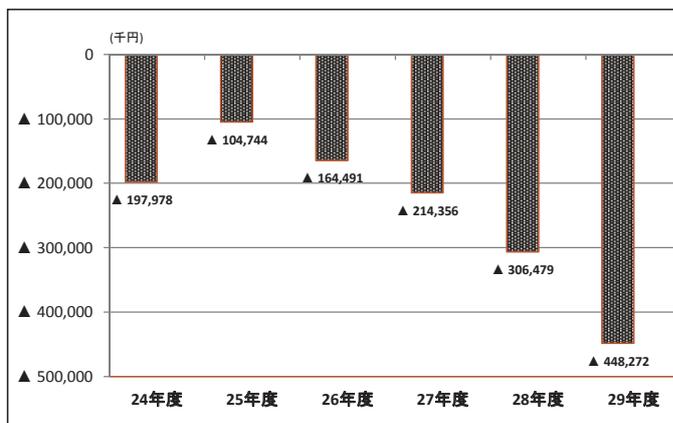
保険給付費・支援金・納付金の状況



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保険給付費	579,436	600,265	629,428	661,892	695,555	698,800
支援金・納付金	276,927	292,116	329,800	373,485	416,188	457,590

（※）26年度は見込。

単年度実質収支の状況



項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
単年度実質収支	▲ 197,978	▲ 104,744	▲ 164,491	▲ 214,356	▲ 306,479	▲ 448,272

（※）26年度以降は見込。

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が 平成27年1月1日から変更になります

平成27年1月1日より高額療養費制度が改正され、1か月（1日～末日）に窓口でお支払いする自己負担限度額がこれまでの「3つの区分」から「5つの区分」に細分化されました。

医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されますが、事前に「限度額適用認定証」の申請をし交付を受けていただくと、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」の申請につきましては組合までご連絡いただくか、組合ホームページをご覧ください。

低所得者の方と70歳以上の方の自己負担限度額につきましては従来どおりです。

現行（平成26年12月31日まで）

所得区分	自己負担限度額	年4回目以降の限度額
上位所得者 *所得600万円超	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般 *所得600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯等)	35,400円	24,600円

* 所得は総所得金額から基礎控除額を差し引いた額です。



改正後（平成27年1月1日から）

所得区分	自己負担限度額	年4回目以降の限度額
*所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
*所得600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
*所得210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
*所得210万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯等)	35,400円	24,600円

* 所得は総所得金額から基礎控除額を差し引いた額です。

●自家調剤における調剤報酬請求の一部制限事項について

本組合では自主財源の確立を図る自助努力の一環として、自家調剤における保険請求を一部制限しておりますが、近年、本組合の財政が大変厳しい等の理由により、自家調剤の制限事項を平成27年1月1日より見直しさせていただくことになりました。新たな制限事項等につきましては別添のとおりとなりますので、ご理解ご協力のほどお願いします。

神奈川県薬剤師国民健康保険組合役員選挙の告示

神奈川県薬剤師国民健康保険組合同規約及び選挙規程に基づき、本組合役員選挙を次のとおり実施します。

- 1. 任 期** 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2. 選 挙 日** 平成27年3月1日(日)(第111回組合会)
- 3. 被選挙資格** 平成27年1月1日現在、組合に加入している組合員で、同年4月1日において75歳未満の組合員です。
- 4. 改選役員数** 理事11名、監事2名
- 5. 提出書類** 役員に立候補または役員を推薦する組合員は、次の書類を添えて届出ください。
(1) 立候補届出書(様式第1号)または候補者推薦届出書(様式第2号)
(2) 履歴書(様式第3号)
- 6. 受付期間** 平成27年2月2日(月)午前9時から同年2月16日(月)正午まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。郵送による届出は、受付期間内に組合事務所に到着したものを有効とします。
- 7. 受付場所** 神奈川県薬剤師国民健康保険組合事務所
住所 〒235-0007 横浜市磯子区西町14番11号
神奈川県総合薬事保健センター4階
- 8. その他** 立候補等に必要の関係書類及び関係諸規程は組合事務局にご請求ください。
その他、選挙に関するお問い合わせは組合事務局にお願いします。

保健だより

●健康診断を受けましたか？

健康状態の把握や病気の早期発見に、1年に一度は健康診断を受診しましょう。30歳以上の方が健康診断を受診した場合、補助金が支給されます。

●インフルエンザ予防接種補助金

前年度同様、インフルエンザの予防接種を受けた組合員の方に1人1,000円支給します。事業所で取りまとめて3月末日までに申請してください。

(※各補助金申請の詳細については、組合までご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。)